

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年大磯町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号及び第 2 号中「5,000 円」を「7,500 円」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「2,500 円」を「3,750 円」に改める。

別表動物の死体の項手数料の欄中「2,620 円」を「3,930 円」に、「3,150 円」を「4,460 円」に改め、同表上記以外の一般廃棄物の項手数料の欄中「240 円」を「290 円」に、「110 円」を「160 円」に、「160 円」を「240 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、令和 8 年度分の許可手数料及び一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）から適用し、令和 7 年度分までの手数料は、なお従前の例による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

大磯町長 池田 東一郎